平成２５年（フ）第１００２４号
東京都武蔵野市中町１丁目25―７―302
債務者　福司　公章
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４０６号
岡山県倉敷市児島味野３丁目３番64号コーポコタニ１―201号、旧住所岡山県倉敷市児島味野３丁目３番58号コーポコタニ３―207
債務者　増地　勇一
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月19日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４０７号
岡山市南区妹尾2139番地５法和コーポ102
債務者　今井　信吾（旧姓脇）
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月19日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４１７号
岡山市北区青江４丁目14番19号　エトワール202
債務者　宮崎　豊和
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月19日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４３０号
岡山市北区大安寺中町７番４―２号ル・グランⅡ―202、旧住所岡山市南区福富西１丁目20番23号小原マンション303号室
債務者　山崎　浩司
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月19日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３９号
熊本県天草郡苓北町坂瀬川702番地１
債務者　桐本　玉香
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月14日午前11時
熊本地方裁判所天草支部

平成２５年（フ）第１５４３号
横浜市港北区新羽町2056番地　ファミール・イイジマ103
債務者　斎藤　修二
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４３６号
栃木県宇都宮市西川田６丁目６番７号　グランドハイツ1201
債務者　矢田　武士
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月18日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第４３７号
栃木県芳賀郡益子町大字益子1440番地　メゾン益子107号、前住所栃木県芳賀郡益子町大字前沢906番地６
債務者　鯨　　哲夫
1　決定年月日時　平成25年９月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月15日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第４４９号
栃木県大田原市末広２丁目７番31号　ディーアイユーボスＢ棟104号、前住所栃木県那須郡那珂川町芳井323番地１
債務者　佐藤　正隆
1　決定年月日時　平成25年９月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月15日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第４５０号
栃木県宇都宮市下栗１丁目18番地　下栗市営住宅４号棟33号室
債務者　武田由起子
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月18日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第３７１号
岡山市東区大多羅町146番地12
債務者　植木　英輝（旧姓末廣）
1　決定年月日時　平成25年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月３日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３７２号
岡山市東区大多羅町146番地12
債務者　植木　祐美
1　決定年月日時　平成25年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月３日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２６号
大分県杵築市大字南杵築1765番地１　宗近第１アパート201号
債務者　小林　優子
1　決定年月日時　平成25年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月20日午前11時15分
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２５年（フ）第１００２０号
神奈川県平塚市横内3824　県営横内アパート17―101
債務者　山下　恵美
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部